

# 後発医薬品使用体制加算に関する掲示

当院は、後発医薬品使用体制加算を算定しております。

- ・厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者さんの負担軽減、医療保険財政の改善に供するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。
- ・医薬品の供給が不足した場合、医薬品の処方等の変更に関して適切な対応ができる体制を整えております。
- ・医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは

先発医薬品の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同等です。

ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。  
ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。